

第1表 天然記念物「鯉ヶ窪湿生植物群落」における日常管理及び現状変更の取扱いについて

地区		湿原域	木道と湿原植生の間	木道から20m範囲の樹林	集水域の森林	エントランス地域(ミニ湿原)	湖内堤
区分	項目						
区分要件		湿原植生が発達している地域であり、立ち入り等に関し、最も配慮されるべき地域	湿原植生が発達している湿原域と観察園路との移行地域。	生育する樹木が、湿原への日照を阻害することが問題となる地域。	樹木の生長による水分消費量の増大などが問題となる地域。	人工的に回復させた湿原であり、管理棟とともに、教育・啓発的役割を担う地域。	ため池の水位変動による湿原域の侵食をおさえ、湿原域の拡大に寄与することが期待される地区。
地区ごとの保存管理目標		良好な湿原植生が発達する水条件・地形条件に復元し、これを維持管理する。	観察園路設置による排水溝の発生・発達をおさえ、異質な植物の発生を取り除く。	湿原植物の生育を阻害させるとともに、来場者の観察の支障ともならないよう、適宜伐採を行う。	景観の悪化を招かないよう、注意を払いながら伐採を行う。	区画を区分し、立地環境を整えた上で「見本園」として整備し、教育効果の高揚に努める。	良好な湿原植生が発達する水条件・地形条件に復元する施設として、これを維持管理する。
保存管理基準	日常的な管理行為	湿原内のヨシなどの刈取作業	人工的構築物等に関する保守観察道周辺（1m以内の範囲）における植生の管理	マツ枯れ木及び風倒木の伐採、搬出（生育している樹木の伐採は除く）	マツ枯れ木及び風倒木の伐採、搬出（生育している樹木の伐採は除く）	人工的構築物等に関する保守観察道周辺（1m以内の範囲）における植生の管理	漏水発見時の応急処置
	文化財保護法第125条による現状変更要許可対象	上記に掲げる以外の事項	同 左	同 左	同 左	当地への植栽等に利用するために行う、湿原本体の植物からの種子採取	上記に掲げる以外の事項
	取扱基準	湿生植物の生育環境の保護保存のために必要なものであって、その環境に対する影響において悪影響が生じないと考えられるもの、既存の構築物の改築及び普及啓発上必要なもの以外は許可しない。	湿生植物の生育環境の保護保存のために必要なものであって、その環境に対する影響において湿原域に悪影響が生じないと考えられるもの、既存の構築物の改築及び普及啓発上必要なものを除き、原則許可しない。	湿原域の環境に深刻な悪影響を及ぼす恐れのあるもの、行為については許可しない。	同 左		湿生植物の生育環境の保護保存のために必要なものであって、その環境に対する影響において湿原域に悪影響が生じないと考えられるもの、既存の構築物の改築及び普及啓発上必要なものを除き、原則許可しない。
関係法令等	森林法	本地区のうち、左記法令等の対象となる区域内における各種行為の取扱基準は、本保存管理基準も含めた関係法令等の中で、規制の最も厳しい規定によるものとする。ただし、当該法令等の手続きをもって、他の法令等の手続きを省略することはできない。	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	岡山県自然保護条例						

※日常的な管理行為として掲げている事項であっても、数年に一度の行為や大規模に実施するものについては、現状変更許可申請を要するものとする。